

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業 (スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象・2次募集)」(仮称)について (事前公表)

スーパーシティ(茨城県つくば市、大阪府・大阪市)及びデジタル田園健康特区(石川県加賀市、長野県茅野市、岡山県吉備中央町)における取組を推進するため、「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業(スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象)」を公募し、採択結果を本日公表いたしました。今般、さらなる様々な地域課題の解決に向け、下記及び別紙のとおり、同事業の2次募集の企画競争公募・事業実施を行う予定ですので、お知らせいたします。

また、公募開始までの間、応募予定の提案内容が本調査事業の趣旨や要件に合致するか等について、事前相談に応じますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 以下は、現時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますのでご留意ください。

1. 事業の目的

本事業は、スーパーシティ・デジタル田園健康特区において、先端的サービスの実装に必要な規制・制度改革の実現に向け、技術的手法の調査・検討や、ニーズ及び関係者の意見の把握、開発したサービスの実証と課題の整理等を通じて、規制・制度改革と先端的サービス導入の必要性・妥当性・合理性を説明しうる具体的なエビデンス等を収集・整理するとともに、開発・構築した先端的サービスの導入手順の整理など、社会実装や他地域への円滑な横展開に向けた調査を行うことを目的としており、これらを通じて、様々な分野における先端的サービスの早期実装と、他地域も含め地域の抱える深刻な課題の解決を図る。

2. 応募要件

(1) 実施主体(以下①又は②のいずれか)

- ① スーパーシティ又はデジタル田園健康特区の地方公共団体と事業者(単独又は共同)を構成員に含む協議会
- ② スーパーシティ又はデジタル田園健康特区において先端的サービスの提供を行おうとする事業者(単独又は共同)。※事業者には、大学・研究機関等を含む。

(2) 提案内容(以下の全てを満たすものとする)

① 規制・制度改革事項が具体化されていること

ア 先端的サービスの開発・構築等に必要な規制・制度改革事項の内容が具体化されていること。

(例: 規制・制度の根拠規定の特定、先端的サービスを実装するにあたっての具体的な支障、規制・制度を見直す場合の代替案の提案等)

イ 調査・実証内容が、規制・制度改革を実現するために必要十分なものであること。

(例：規制・制度の趣旨を踏まえた規制・制度改革に必要なエビデンス等の収集・整理、代替案の有効性・許容性の検証等)

② 地域において十分な連携体制が確保されていること

ア 実施主体が上記（１）②に該当する場合は、スーパーシティ又はデジタル田園健康特区の構想に不可欠な先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施することについて、当該地方公共団体による確認を受けていること。

イ 令和４年度事業*¹又は令和５年度事業*²において同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業である場合は、提案内容に関連して、令和６年度に、地方公共団体（地方公共団体を構成員とする協議会、大学・研究機関等を含む。以下「地方公共団体等」という。）が一定の財政負担を行っていること（行うことが確実である場合を含む）。

③ 社会実装に向けた取組であること

ア 実証にとどまらず、実装に向けた取組であり、そのプロセスが明らかであること。

イ 調査・実証の内容が、社会実装や他地域への取組の横展開を進める観点からも資するものであること。

<留意事項>

本事業の応募に当たっては、応募を検討する事業者と「スーパーシティ」又は「デジタル田園健康特区」の各地方公共団体との間で相談・調整を行うことを必須とし、本事業に応募が可能な件数（各地方公共団体が事業者に交付する補足説明書※の数）は、各地方公共団体においてそれぞれ最大２件とする。

※ 実施主体が上記（１）①②のいずれに該当するかに関わらず、応募主体となる事業者は、当該地方公共団体より以下の点を記載した補足説明書（様式自由）の交付を受けて、応募時にその写しを添付すること。

- ・当該事業がスーパーシティ又はデジタル田園健康特区の構想の実現に不可欠な事業内容であると当該地方公共団体が判断する具体的な理由
- ・当該事業に関する当該地方公共団体の今後の取組方針（規制・制度改革の実現に向けては、規制・制度改革事項の整理・具体化を含め、地方公共団体の関与・参画が重要であることを踏まえた、事業実施にあたっての事業者と地方公共団体との具体的な連携方法や役割分担、サービス実装に向けた財政負担、当該地方公共団体としての規制・制度改革提案の予定等）

3. 予算規模

1 事業当たり予算額 上限 2,000 万円～5,000 万円（税込）

※ 予算上限額は、令和４年度事業*¹又は令和５年度事業*²における調査実施の有無に応じて、以下のとおりを予定。

① 新規事業（令和４年度事業又は令和５年度事業のいずれにおいても、同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施していない事業）

5,000 万円（税込）

② 令和４年度事業又は令和５年度事業のいずれかにおいて、同一又は関連する規制・制度改

革事項等に関する調査を実施した事業

「地方公共団体等が本事業に関連して行っている財政負担の額の2倍の額」と「3,000万円」のいずれか低い額（税込）

- ③ 令和4年度事業及び令和5年度事業の双方において、同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業

「地方公共団体等が本事業に関連して行っている財政負担の額」と「2,000万円」のいずれか低い額（税込）

4. スケジュール（予定）

令和6年	7月下旬～8月上旬頃	公募開始
	8月中旬～9月中旬頃	審査、採択決定
	9月下旬頃	契約、事業開始
令和7年	3月	事業終了

5. 留意点

- ・ 本調査事業は、令和4年度事業*¹及び令和5年度事業*²と同様に、事業採択後、提案内容に基づき契約条件等を調整の上、実施主体と内閣府との間で調査委託契約を締結して実施するものです。このため、実施主体（共同提案者を含む）は、令和4・5・6年度内閣府競争参加資格審査（全省統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者である必要がありますので、予めご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 上記2.（2）②イのとおり、令和4年度事業又は令和5年度事業において同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業を応募される場合は、提案内容に関連して、令和6年度に、地方公共団体等が一定の財政負担を行っていることを要件としています。提案内容と財政負担の関連性が認められない場合、提案をお受けすることができませんので、事業実施を検討しているスーパーシティ又はデジタル田園健康特区の地方公共団体とも十分相談の上、応募前に事前に内閣府にご相談をいただきますようお願い申し上げます。

【参考資料】

- * 1 令和4年度「先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業」
 - ・ 「先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業」の結果を報告します（令和5年5月26日）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_chousa01.html
- * 2 令和5年度「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業（1次募集・スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象）」
 - ・ 令和5年度「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業（1次募集・スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象）」の結果について（令和6年4月22日）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_240422_TYOUSAJIGYOU.html

- ・令和5年度「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業（2次募集・全国対象）」の結果について（令和6年6月7日）
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_240607_TYOUUSAJIGYOU.html

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 高橋、馬場、畠中
TEL：03-5510-2463

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業(スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象・2次募集)」(仮称)概要

※令和6年6月時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますので、ご注意ください。

- デジタル田園都市国家構想の先導役であるスーパーシティ・デジタル田園健康特区において、規制・制度改革を進め、様々な分野における先端的サービスの早期実装を推進するとともに、他地域への取組の横展開を図ることが重要。
- このため、先端的サービスの実装に必要な規制・制度改革の実現に向け、調査・実証を通じてエビデンス等を収集するとともに、サービスの社会実装・他地域への横展開に向けた調査を行うことを目的に国(内閣府)の委託事業として必要な調査を実施。

実施主体

民間事業者、大学等

※具体的な事業（取組テーマ）については企画競争公募により募集し、選定。

予算規模

【1事業当たり予算額】上限2,000万円～5,000万円※ ※過年度の同一・関連する規制・制度改革事項の調査実績等に応じて上限を設定。

主な要件・選定のポイント

① 規制・制度改革事項の具体化

- ・ 先端的サービスの開発・構築等に必要な規制・制度改革事項の内容が具体化されていること
(例：規制・制度の根拠規定の特定、先端的サービスを実装するにあたっての具体的な支障、規制を見直す場合の代替案の提案等)
- ・ 調査・実証内容が、規制・制度改革を実現するために必要十分なものであること
(例：規制・制度の趣旨を踏まえた規制・制度改革に必要なエビデンス等の収集・整理、代替案の有効性・許容性の検証等)

② 地域における連携体制

- ・ スーパーシティ又はデジタル田園健康特区の構想に不可欠な先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施することについて、当該地方公共団体による確認を受けていること

※併せて、構想の実現に不可欠な事業内容であると当該地方公共団体が判断する具体的な理由や、当該事業に関する当該地方公共団体の今後の取組方針を記載した「補足説明書」を当該地方公共団体から交付を受けていること

- ・ 過年度(R4年度・R5年度)の「先端的サービス調査事業」において同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した場合は、提案内容に関連して、地方公共団体等^(※)が一定の財政負担を行っていること

(※地方公共団体を構成員とする協議会や大学・研究機関等を含む)

③ 社会実装に向けた取組

- ・ 実証にとどまらず、実装に向けた取組であり、そのプロセスが明らかであること。
- ・ 調査・実証の内容が、社会実装や他地域への取組の横展開を進める観点からも資するものであること

スケジュール(想定)

令和6年7月下旬～8月上旬 公募開始 → 8月中旬～9月 選定委員会による審査・採択決定 → 9月～10月 契約・事業開始 → 令和7年3月 調査報告書提出